

府 政 防 第 794 号

平成 30 年 6 月 15 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)

災害救助法の一部を改正する法律の公布について

災害救助法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 52 号。以下「改正法」という。) については、本年 6 月 8 日に成立し、本日公布されたところである。改正法の概要は下記第 1 のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。) に対し、その周知徹底をお願いする。

改正法は、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震を教訓に、いつ起こるか分からない災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ることを目的としているものであり、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしている。必要な政府令等を今後制定し、その内容について別途通知する予定である。また、内閣府令で定めることとしている救助実施市の指定基準を策定するに当たり、都道府県及び指定都市等の関係者による検討会を設置し、検討することとしている。

また、改正法の国会審議において、事前の事務委任の取決めを積極的に活用し、事前の災害への備えを十分に行うよう指摘されたところである。従前より災害救助法による事務委任に関する取組事例集を配布し、事務委任の積極的活用について周知してきたところであるが、未実施府県におかれては、引き続きその活用について検討していただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

第1 改正法の概要

1 救助実施市の長による救助の実施

- (1) 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において政令で定める程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、当該救助実施市の長が行うものとする。
- (2) (1) の指定は、内閣府令で定めるところにより、(1) の救助を行おうとする市の申請により行うものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、(1) の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならないものとする。
- (4) 内閣総理大臣は、(1) の指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならないものとする。

(第2条の2関係)

2 都道府県知事による連絡調整

都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した政令で定める程度の災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

(第2条の3関係)

3 救助に要した費用の支弁区分

救助実施市の長による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、当該救助実施市が支弁するものとする。

(第18条関係)

4 国庫負担

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が政令で定める額以上となる場合において、その一部を負担するものとする。

(第21条関係)

5 災害救助基金

- (1) 救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて

おこななければならないものとする。

(2) 災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）の区分に応じて定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合においては、都道府県等は、政令で定める金額を当該年度において積み立てなければならないものとする。

(3) 災害救助基金が(2)の最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができるものとする。

(第22条、第23条及び第29条関係)

6 その他所要の改正を行うものとする。

7 施行期日等

(1) この法律は、平成31年4月1日から施行するものとするとともに、その他施行について所要の規定を設けるものとする。(附則第1条関係)

(2) その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第2条から第4条まで関係)

第2 事前の事務委任の取決めについて

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助は、今般の改正により、法第2条及び第2条の2に基づき、都道府県及び救助実施市が実施することとなる。一方で、法の適用後における速やかな救助の実施のため、法第13条第1項で「都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる」と定めているところである。

災害発生時においては、被災状況を迅速かつ適確に把握し、被災者に対し迅速に被災状況に応じた必要な応急救助を行う必要があるが、そのためには、基礎自治体である市町村が対応することが有効であるケースも想定されることから、都道府県においては、法による救助の実施に関する事務委任を積極的に活用されたい。

災害の規模や状況は千差万別であり、必要とされる救助の内容や程度も災害ごとでまちまちであるため、救助の委任は、発災後の状況を踏まえて必要に応じて行うこととなるものであるが、都道府県と市町村の間で、平時より救助の実施に当たり必要となる施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、どの程度の災害が発生した場合にどのように役割を分担するかなどについて、よく相談を行い、災害発生時の迅速な対応を可能とする体制をあらかじめ構築しておくことが重要である。また、事

前に事務委任に関する手続、様式等について定めておくことも有効であることから、未実施府県におかれては、引き続き検討していただくようお願いする。

- (四) 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができ旨を告げること。
- (五) 当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約により負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。
- (六) (五)を除くほか、当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が当該消費者契約の締結を旨とした事業活動を実施した場合において、正当な理由がある場合でないに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。(第四条第三項第三号、第八号関係)
- 4 無効とする消費者契約の条項の類型の追加
 - (一) 第八条の規定において、無効とする条項(事業者の損害賠償責任を免除する条項)に、事業者がその責任の有無及び責任の限度を決定する権限を付与する条項を追加することとした。(第八条第一項関係)
 - (二) 第八条の二の規定において、無効とする条項(消費者の解除権を放棄させる条項)に、事業者が消費者の解除権の有無を決定する権限を付与する条項を追加することとした。(第八条の二関係)
 - (三) 無効とする消費者契約の条項として、事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約(消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。)の条項を追加することとした。(第八条の三関係)
- 5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。

- ◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八六号)(厚生労働省)
- 1 明石市を児童相談所設置市に指定することとした。(本則関係)
- 2 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)
- 3 この政令は、平成三十二年四月一日から施行することとした。

法律

文部科学省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十一号

文部科学省設置法の一部を改正する法律

文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び文化」を削り、「スポーツ」の下に「及び文化」を加える。

第四条第一項中第九十三号を第九十五号とし、第七十八号から第九十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十九号とし、同項第七十六号の次に次の二号を加える。

七十七 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十八 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第十九条中「第八十六号」を「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」を「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」に改める。

第十八条中「及び」を「その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに」に改め、「国際文化交流の振興」の下に「及び博物館による社会教育の振興」を加える。

第十九条中「第五号」の下に「第三十号、第三十二号(博物館に係るものに限る。)、第三十三号(博物館に係るものに限る。)」を加え、「第八十五号まで、第八十六号」を「第八十七号まで、第八十八号」に、「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」を「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」に改め、「事務」の下に「並びに学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」を加える。

第二十一条第一項第一号中「振興及び」を「振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに」に、「(一)」を「(一)及び博物館による社会教育の振興」に改める。

附則 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

文部科学大臣 林 芳正

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十二号

災害救助法の一部を改正する法律

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の二」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十一条」に、「第三十一条」第三十四条を「第三十二条」第三十五条に改める。

第二条中「市町村（特別区を含む）」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）」に改め、とする。この下に「次条第一項において同じ。」を加え、第一章中同条の次に次（二）条を加える。

（救助実施市の長による救助の実施）
第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行う市との申請により行う。

3 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）
第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第三条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条中「都道府県知事は」を「都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は」に改める。

第四条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五条第一項中「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「都道府県知事等」を「都道府県知事」に改める。

第九条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十三条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。
第十三条中「市町村長」を「災害発生市町村の長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」に改める。
第十四条及び第十六条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。
第十七条を次のように改める。

（事務の区分）
第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七條第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務
二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
三 第二条及び第十三条第一項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

第十八条第一項中「の行われた地の都道府県」を「行つた都道府県知事等の統括する都道府県等」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第十九条中「都道府県」を「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第二十条の見出し中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第一項中「都道府県」は、他の都道府県において「都道府県等」は、他の都道府県等の都道府県知事等により、「救助の行われた地の都道府県」を「当該他の都道府県等」に改め、同条第二項中「救助の行われた地の都道府県」を「都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）」に、「当該都道府県」を「当該被請求都道府県等」に、「行つた都道府県」を「行つた都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）」に改め、同条第三項中「前項の規定による」の下に「被請求都道府県等」を加え、「救助の行われた地の都道府県」を「当該被請求都道府県等」に改め、「費用」の下に「以下「請求費用」という。」を加え、「当該都道府県」を「当該被請求都道府県等」に、「当該求償の請求を行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同条第四項中「第一項の規定による求償の請求に係る費用」を「請求都道府県等」に改め、同条第五項中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に、「以下」を「。第二十三条において」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定による」の下に「被請求都道府県等」を加え、同条第一項の規定により求償の請求を行つた都道府県を「請求都道府県等」に改め、同項第一号中「救助の行われた地の都道府県」を「被請求都道府県等」に改め、同項第二号中「救助の行われた地の都道府県」を「被請求都道府県等」に、「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同条第三項中「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用」を「請求都道府県等」に改め、同条第四項中「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用」を「請求都道府県等」に、「より救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」を「より要請に係る」に改める。

第二十二条中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第二十三条中「当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均額の千分の五に相当する」を「次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条に次の各号を加える。

一 都道府県（次号に掲げる都道府県を除く。） 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均額の千分の五に相当する額

二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。）に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。）の合計を乗じて得た額を減じた額

三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前三年間に於ける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十八条中「以上」を「を超えて」に改め、「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、同条の規定による「を」を「当該」に改める。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第四章中第三十条を第三十一条とする。

第二十九条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に、「救助を必要とする者の現在地の市町村」を「当該救助に係る災害発生市町村」に改め、第三章中同条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

（災害救助基金）
第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日をいづれか遅い日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 災害救助法（昭和二十二年法律第六十八号）の項を次のように改める。

災害救助法（昭和二十二年法律第六十八号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
	一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条第九項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県等が処理することとされている事務
	二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
	三 第二条の第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
	四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

(住民基本台帳法の一部改正)

第三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の五の項を一の七の項とし、一の二の項から一の四の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二 災害救助法（昭和二十二年法律第六十八号）第二條の二第一項に規定する救助実施市（次項及び別表第四の一の二の項において「救助実施市」という）の長	災害救助法による同法第二條の二第一項の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三條第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 災害救助法第二條に規定する災害発生市町村（救助実施市を除く。以下この項及び別表第四の一の三の項において「災害発生市町村」という。）の長	災害救助法による同法第二條の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三條第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中五の十三の項を削り、五の十四の項を五の十三の項とし、五の十五の項から五の三十の項までを一項ずつ繰り上げる。
別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 都道府県知事	災害救助法による同法第二條の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	---

別表第三中七の八の項を削り、七の九の項を七の八の項とし、七の十の項から七の二十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第四中一の六の項を一の八の項とし、一の二の項から一の五の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二 救助実施市の長	災害救助法による同法第二條の二第一項の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 災害発生市町村の長	災害救助法による同法第二條の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三條第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中四の十三の項を削り、四の十四の項を四の十三の項とし、四の十五の項から四の三十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第五中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 災害救助法による同法第二條の救助又は同法第十二條の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の五を削り、第九号の六を第九号の五とし、第九号の七を第九号の六とする。

(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六條のうち住民基本台帳法別表第三の七の二十の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三の七の二十の項」を「別表第三の七の十九の項」に、「七の二十一」を「七の二十」に改める。

農業取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
平成三十年六月十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
農林水産大臣 齋藤 健

法律第五十三号

農業取締法の一部を改正する法律

第一条 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録（第三条―第十五条）
- 第三章 販売の規制（第十六条―第二十三条）
- 第四章 使用の規制等（第二十四条―第二十八条）
- 第五章 監督（第二十九条―第三十三条）
- 第六章 外国製造農薬（第三十四条―第三十七条）
- 第七章 雑則（第三十八条―第四十六条）
- 第八章 罰則（第四十七条―第五十二条）

災害救助法による事務委任に関する 取組事例集

平成28年12月

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

目次

I	災害救助法による事務委任の制度概要	2
II	災害救助法による事務委任の実施例	5
II-1	地域防災計画による位置づけ	5
II-1-①	地域防災計画による救助の種類(すべての種類)の委任(山口県)	5
II-1-②	地域防災計画による救助の種類(応急仮設住宅の供与、医療・助産を除く)の委任(岩手県・鳥取県・島根県)	6
II-1-③	地域防災計画による政令指定都市等が実施する救助の明示(京都府)	10
II-2	都道府県独自の手引書による位置づけ	11
II-2-①	災害救助の手引きによる局地災害・広域災害別の委任(愛知県)	11
II-3	協定締結による位置づけ	12
II-3-①	協定書(参考例)	12
III	参考	15

災害救助法による事務委任に関しては、これまで以下の通知等によって示されている。

- 「災害救助事務取扱要領」(平成28年4月 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当))
- 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日 閣議決定)
- 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について(通知)」(平成27年3月31日付け府政防第283号 内閣府政策統括官(防災担当))

本取組事例集は、都道府県から市町村へ委任を行うにあたり、災害発生前の事前の取組みとしての取組事例を中心に、これらの通知等を補完するものとして作成したものである。

I 災害救助法による事務委任の制度概要

より迅速な応急救助を実施するための災害発生前の事務委任

救助の実施を市町村長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合、都道府県知事は、市町村長に対して、その救助の実施に関する事務の一部を委任することができることとされている。

なお、実際に事務委任を行う場合においては、事務の内容及び期間を市町村に通知し、その旨を公示しなければならない。

○災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）（抄）

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

② 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

○災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）（抄）

（市町村長による救助の実施に関する事務の実施）

第17条 都道府県知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

② 道府県知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第7条から第10条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

③ 法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

【災害発生前からの事務委任】

○事前の市町村との取決め

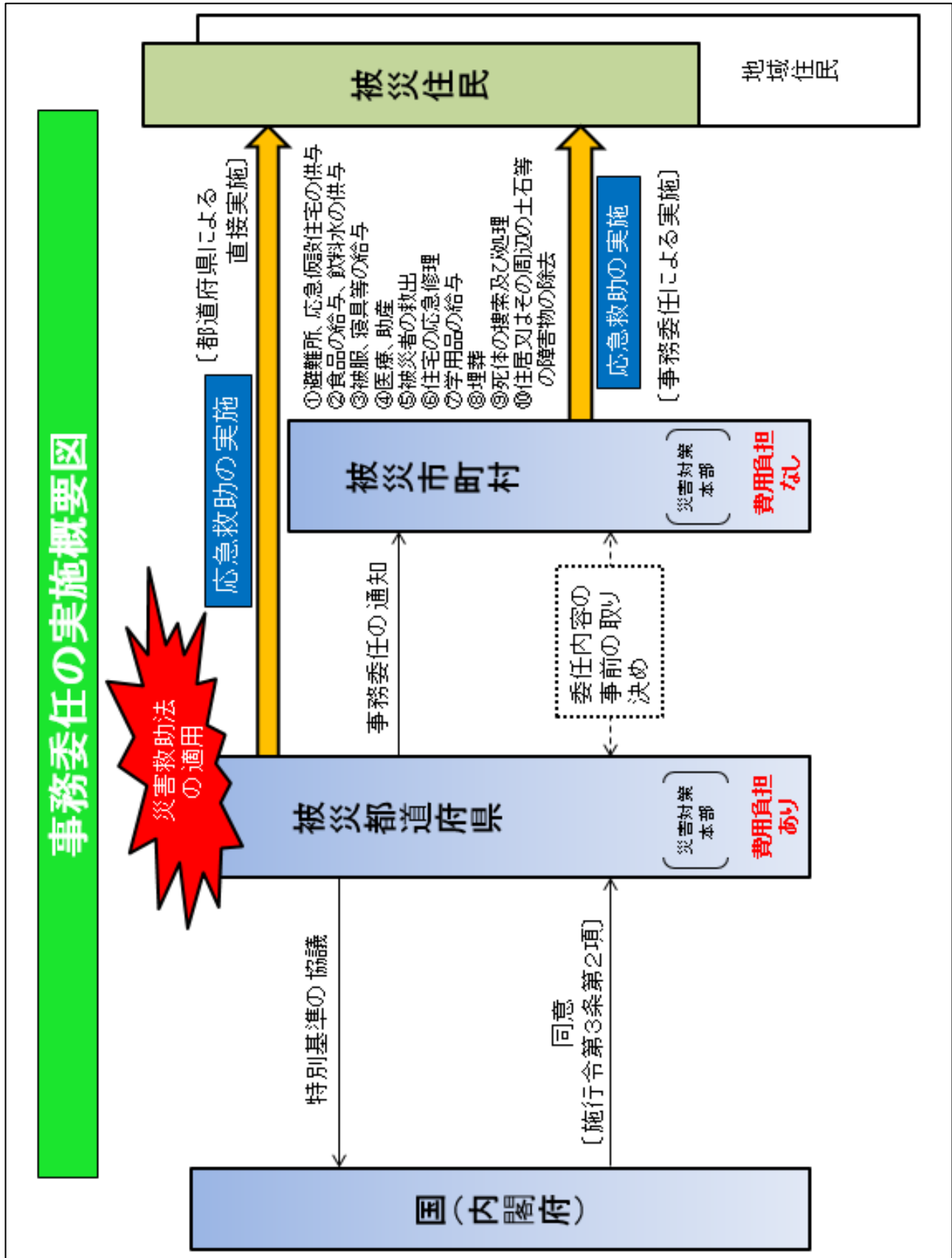
平常時からの事前の市町村との取決めによって、災害発生時により迅速な応急救助の実施につなげることができる。

- ・迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができる。
- ・都道府県と市町村の間で意見交換を行い、災害発生時の役割分担等を勘案し、市町村に事務委任する救助の内容や手続き等の基本的なルールをあらかじめ事前にとり決めておき、地域防災計画や都道府県独自の手引書、協定等に示すことよって、委任の的確化が図られる。

○救助の委任の留意点等

- ・市町村長が行う救助のうち法による救助（都道府県知事が行った救助）と認められる範囲は、①委任された範囲内の救助、②都道府県知事の指示により実施した救助、③市町村長が都道府県知事の補助として行った救助が原則で、事実上、都道府県知事が認める限りはその全てが対象となる。
- ・市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は都道府県であるので、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めること。
- ・都道府県知事は委任した救助について、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、状況の把握に努めること。

【事務委任の実施概要図】



Ⅱ 災害救助法による事務委任の実施例

Ⅱ－１ 地域防災計画による位置づけ

Ⅱ－１－①地域防災計画による救助の種類（すべての種類）の委任（山口県）

○事例（山口県）（山口県地域防災計画より抜粋）

２ 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町長に通知する。
- (4) なお、市町長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	備 考
1 避難所の設置	市町	
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県、市町	
3 炊き出しその他による食品の給与	市町	
4 飲料水の供給	市町	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町	
6 医療及び助産	県、市町	
7 被災者の救出	市町	
8 被災した住宅の応急修理	市町	
9 生業に必要な資金の貸与	県	
10 学用品の給与	県、市町	
11 埋葬	市町	
12 遺体の搜索	市町	
13 遺体の処理	市町	
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県、市町	

Ⅱ－１－② 地域防災計画による救助の種類（応急仮設住宅の供与、医療・助産を除く）の委任（岩手県、鳥取県、島根県）

○事例（岩手県）（岩手県地域防災計画より抜粋）

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

○事例（鳥取県）（鳥取県地域防災計画より抜粋）

第4節 救助の実施

1 実施機関

別表3「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

(1) 県

ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

イ 市町村に対する救助の委任

(ア) 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。

- ・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(イ) 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うとともに、これを公示する。

(2) 市町村

ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の種類

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
 (4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬
 (9) 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

3 救助の基準

- (1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表2「災害救助法による救助の種類と概要」及び資料編のとおりとする。
 (2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

4 災害救助に関する県の組織

- (1) 災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。
 (2) 救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の給与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。

被服、寝具 その他生活 必需品の給 与または貸 与	調達：県 供給：市町村（県が 委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半 焼又は床上浸水、船舶の遭難等によ り、生活上必要な被服、寝具その他 日用品等を喪失又はき損し、直ちに 日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外。 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、 日用品、炊事用品、食器、高熱材料を 目安とする。 ・夏期と冬期で限度額に差がある。
医療	県、日赤鳥取県支部 （県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又 はかかった日時を問わない。
助産	県、日赤鳥取県支部 （県が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内 に分娩した者であって、災害のため に助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかか った者の救 出	市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状 態にある者又は生死不明の状態にあ る者	・捜索期間（3日間）に生死が明らか にならない場合は、遺体の捜索として 取り扱う。
災害にかか った住宅の 応急修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼し、 自らの資力では応急修理をすること ができない者	・修理か所は、居室、炊事場、便所等 日常生活に必要な欠くことのできない部 分について必要最小限度を対象とす る。（面積制限なし）
学用品の給 与	市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半 焼又は床上浸水により学用品を喪失 又はき損し、修学上支障のある児童 生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校 等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通 学用品とする。
埋葬	市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭で はない。 ・漂流遺体の取り扱い下記による。
遺体の捜索	市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情により既に死 亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると 推定される場合は、3日を経過しなく ても遺体の捜索として取り扱う。
遺体の処理	市町村（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が委託）	災害の際死亡した者	・漂流遺体の取り扱い下記による。 ・埋葬を除く。
障害物の除 去	市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことので きない部分又は玄関に障害物が運び 込まれているため一時的に居住でき ない状態にあり、かつ、自らの資力 をもってしては、当該障害物を除去 することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直 接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助の ための輸送	県 市町村（県が一部委任 ）	1 被災者の避難（被災者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導する ための人員、資材等の輸送） 2 医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設 する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） 3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資 材等の輸送） 4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等 の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） 5 遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） 6 遺体の処理（遺体の処理・検案のための人員の輸送、遺体の処置のため の衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）	

* 「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

* 床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

○事例（島根県）（島根県地域防災計画より抜粋）

第2 災害救助法の実施機関

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課）、市町村

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市町村長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

- (1) 「市町村への委任事項」 避難所の供与
- (2) 「市町村への委任事項」 応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 「市町村への委任事項」 炊き出しそのほかによる食品の給与
- (4) 「市町村への委任事項」 飲料水の供給
- (5) 「市町村への委任事項」 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 「市町村への委任事項」 被災者の救出
- (7) 「市町村への委任事項」 被災した住宅の応急修理
- (8) 「市町村への委任事項」 学用品の給与
- (9) 「市町村への委任事項」 埋葬
- (10) 「市町村への委任事項」 死体の搜索
- (11) 「市町村への委任事項」 死体の処理
- (12) 「市町村への委任事項」 障害物の除去

Ⅱ－１－③地域防災計画による政令指定都市等が実施する救助の明示（京都府）

○事例（京都府）（京都府地域防災計画より抜粋）

第４節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 医療及び助産
- 4 災害にかかった者の救出
- 5 教科書等学用品の給与
- 6 埋葬
- 7 死体の捜索及び処理
- 8 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 9 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 10 住宅の応急修理

なお、京都市については、前各号のほか次に掲げる救助に関し、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。

- 1 応急仮設住宅の供与

II - 2 都道府県独自の手引書による位置づけ

II - 2 - ① 災害救助の手引きによる局地災害・広域災害別の委任（愛知県）

○事例（愛知県）（愛知県災害救助の手引きより抜粋）

第2 災害救助法の概要

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序保全を図る。（法第1条）

2 救助の主体・対象・方法

都道府県知事が、一定規模以上の災害が発生した市町村において、現に救助を必要とする者に対して収容施設の供与、食品の給与など応急的に必要な救助を現物で行う。（法第2条）（法定受託事務）

なお、本県では、同法に基づく救助事務は市町村長に委任することができる（法第13条第1項）ため、原則として救助の実施者を次表のとおりとしている。

表1 救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害 の場合	市町村	県が行う以外のすべての救助 （通知により委任（法第13条第1項））
	県	学用品の給与（県民生活部、教育委員会） （県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分に限る）
広域災害 の場合	市町村	県、日赤が行う以外のすべての救助 （通知により委任（法第13条第1項））
	県	医療及び助産（健康福祉部） 応急仮設住宅の供与（建設部） 住宅の応急修理（建設部） 学用品の給与（県民生活部、教育委員会） （県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分に限る）
	日本赤十字社 愛知県支部	医療及び助産（県からの委託（法第16条））

※ 市町村は、委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助（応急仮設住宅の入居の選定や管理等）をすることとされている。（法第13条第2項）

Ⅱ－３ 協定締結による位置づけ

Ⅱ－３－① 協定書（参考例）

この例は、実際に作成されている県と市町村の役割分担をもとに、例示として示したものです。必要に応じ、修正して御利用下さい。

災害救助法による救助の実施に関する事務の委任に関する協定（例）

（趣旨）

第1条 この協定は、〇〇県知事（以下、「甲」という。）と〇〇市長（以下、「乙」という。）が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項に基づき救助を迅速に行うため必要があると認められるときに甲の権限に属する救助の実施に関する事務を乙が行うこととするために必要な事項について、事前に定めるものとする。

（事務の内容）

第2条 甲は、以下の救助種目に係る事務の全部又は一部を乙が行うこととする。（注）地域事情に応じて適宜選択するもの

- 一 避難所の供与
- 二 応急仮設住宅の供与
- 三 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 四 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 五 医療及び助産
- 六 被災者の救出
- 七 被災した住宅の応急修理
- 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 九 学用品の給与
- 十 埋葬
- 十一 死体の搜索及び処理
- 十二 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（避難所の供与）

第3条 甲及び乙は、避難所の供与について、以下の役割分担を行う。

- 一 乙は、避難所の設置、運営を行うこと。
- 二 甲は、県有施設に係る避難所における市町村への協力を行うこと。

（応急仮設住宅の供与）

第4条 甲及び乙は、応急仮設住宅の供与について、以下の役割分担を行う。

- 一 乙は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定すること。
- 二 資材の調達について、甲は、あらかじめ、（一社）プレハブ建築協会と災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備すること。

次頁つづく

三 甲は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行うこと。

四 甲は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保すること。

五 甲は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんに要請すること。

六 甲は、乙の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行うこと。ただし、状況に応じて、乙に委任して選定することができること。

七 乙は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮すること。

八 甲は、乙の協力を得て、応急仮設住宅の管理運営を行うこと。ただし、状況に応じて、乙に委任することができること。

九 甲又はその委任を受けた乙は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努めること。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮すること。

十 甲又はその委任を受けた乙は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮すること。

十一 甲は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置すること。

十二 甲は、応急仮設住宅の設計、施工、管理に当たる技術職員を確保できない場合は、国、他の都道府県等に職員の派遣を要請すること。

十三 甲は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、(一社)〇〇県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会〇〇県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則」に従い、具体的手続を行うこと。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第5条 甲及び乙は、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給について、以下の役割分担を行う。

一 乙は、被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施をすること。

二 甲は、乙に対する物資の調達及びあっせんを行うこと。

三 乙は、飲料水の供給をすること。

四 甲は、乙が行う給水に対する協力、指示を行うこと。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第6条 甲及び乙は、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与について、以下の役割分担を行う。

次頁つづく

一 乙は、被災者に対する物資の調達及び支給等の実施をすること。

二 甲は、乙に対する物資の調達及びあっせんを行うこと。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議して定める。

平成 年 月 日

甲 ○○県知事 ○○ ○○

乙 ○○市長 ○○ ○○

Ⅲ 参考

○「災害救助事務取扱要領（抄）」（平成28年4月 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））

第2 実施体制等の整備に関する事項

1 平常時からの取組み

災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、平常時より次に掲げる点に留意し、災害に備えた対応に努めること。

イ 都道府県・市町村間で意見交換を行い、災害発生時の役割分担等を勘案し、市町村に事務委任する救助の内容や手続き等の基本的なルールをあらかじめ事前に取り決めておくなど、発災後速やかに必要に応じて事務委任が行えるようにすること。

4 市町村長に対する救助の委任（法第13条）

(1) 救助の委任の留意点

ア 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限り、災害ごとに市町村長へその事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を通知して行うこと。

イ 救助の委任に当たっては、迅速な救助を実施するために事前に市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくこと。

ウ あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましい救助としては次に掲げるものが考えられる。

(ア) 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等、最も緊急を要する救助。

(イ) 学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められる救助。

エ 応急仮設住宅の供与については、建設用地や民間賃貸住宅の空き住戸の確保を含め、提供に当たってどういった役割分担をするか明確にさせていただくとともに、あらかじめ都道府県・市町村間で協議していただくことが望ましい。

オ 市町村に対しては、次に掲げる方法などで事前に準備を求めておくことが考えられるが、一律に行う必要はなく、実際の救助に実効があがるように定めて差し支えない。

例えば、市町村の救助体制を勘案し、地方自治法第259条の19に定める指定都市や中核市等に対しては、その大半について救助を実施する準備を求め、他の市には一定の救助を、他の町村には緊急を要する一部の救助のみしか実施の準備を求めないなどとして差し支えないということであり、更に都道府県の機関等との遠近を勘案するなどし、個々の市町村毎に異なるものとして差し支えないということである。

(ア) 救助種目毎にその全部の実施について準備を求める方法

(イ) 救助種目の内の一部の実施について準備を求める方法

(ウ) 全市町村長に実施についての準備を求める方法

(エ) 一部の市町村長にのみ実施についての準備を求める方法

カ あらかじめ市町村に対して、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助についても、その都度、都道府県の指示により補助機関として市町村が実施できる。また、災害の規模・態様及び地域の特性等により、必要に応じてその都度委任することも差し支えない。

(2) 市町村への助言等

ア 都道府県が市町村に救助の委任をする場合は、次の事項について周知徹底を図るとともに、市町村における救助事務の取扱要領を作成するほか、市町村の幹部職員及び実務担当者へ研修を行うなど、一貫した組織を確立しておくこと。

(ア) 委任する救助の種類とその程度、方法及び期間

(イ) 法第29条の規定により救助の実施に要する費用を一部繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務

イ 都道府県は市町村に対し、救助の委任の有無にかかわらず、迅速かつ的確な救助を実施するため、次の事項について周知徹底を図るとともに、研修等による一貫した組織を確立しておくこと。

(ア) 被害状況等の報告

(イ) 救助の種類とその程度、方法及び期間

(ウ) 法第29条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務

(エ) その他災害救助の実施に必要な事項

第3 法による救助の実施に関する事項

5 委任された救助の実施

(1) 災害発生後の委任

前述のとおり、迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができるが、あらかじめ準備を求めている救助についても災害発生後に必要に応じて市町村へ委任できる。

あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助については、市町村はあらかじめ実施体制等を整備していない場合も多いので、通常は、市町村には一定の範囲内で補助機関として協力させ、都道府県の責任において行うことを原則とすべきであるが、現に市町村に委任し実施させる方が効率的な場合等に限って、災害発生後においても委任できることとするもので、単に都道府県知事が実施できない事情をもって委任を行うなどのことがないよう特に留意すること。

(2) 救助の委任の留意点等

ア 市町村長へ委任を行った救助は、当該市町村長が統一的かつ計画的に救助を行うので、緊急やむを得ない場合を除き、当該市町村から要請がない限り、都道府県知事や他の市町村長が重ねて救助を行わないことを原則とする。

イ 市町村長が行う救助のうち法による救助（都道府県知事が行った救助）と認められる範囲は、①委任された範囲内の救助、②都道府県知事の指示により実施した救助、③市町村長が都道府県知事の補助として行った救助が原則で、事実上、都道府県知事が認める限りはその全てが対象となる。

ウ 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は都道府県であるので、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めること。

エ 都道府県知事は委任した救助について、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、状況の把握に努めること。

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)

〔平成 27 年 1 月 30 日
閣 議 決 定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定))。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【内閣府】

(1) 災害救助法(昭 22 法 118)

都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について（通知）（抄）」

（平成27年3月31日付け府政防第283号 内閣府政策統括官（防災担当））

府政防第283号
平成27年3月31日

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について（通知）（抄）

今般、災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の一部が別添のとおり改正され、平成27年4月1日から適用されることとなったところである。改正の概要は、下記第1のとおりであるので、了知の上、救助の実施に遺漏なきよう期されたい。

法による救助は、応急的に必要な範囲内において行われるものであり、その通常想定される範囲を本基準により一般基準として定めているところである。災害の規模や状況により、一般基準により難しい場合は、内閣府と協議し、特別基準を設けることが可能であるが、協議に当たっては、都道府県と市町村の間において、よく相談を行い、応急救助として、真に必要なものであるか適切に判断されたい。

また、都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任については、これまでも災害救助事務取扱要領等で周知しているところであるが、平成27年1月30日に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことを踏まえ、下記第2のとおり周知することとしたので、留意の上、平時からの取組の一層の促進を図られたい。

記

第1 〔略〕

次頁つづく

第2 都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について

災害救助法（平成22年法律第118号。以下「法」という。）による救助は、法第2条に基づき、都道府県が実施するものである。一方で、法の適用後における速やかな救助の実施のため、法第13条第1項で「都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる」と定められているところである。

災害発生時においては、被災状況を迅速かつ適確に把握し、被災者に対し迅速に被災状況に応じた必要な応急救助を行う必要があるが、そのためには、基礎自治体である市町村が対応することが有効であるケースも想定されることから、都道府県においては、法による救助の実施に関する事務委任を積極的に活用されたい。

災害の規模や状況は千差万別であり、必要とされる救助の内容や程度も災害ごとでまちまちであるため、救助の委任は、発災後の状況を踏まえて必要に応じて行うこととなるものであるが、都道府県と市町村の間で、平時より救助の実施に当たり必要となる施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、どの程度の災害が発生した場合にどのように役割を分担するかなどについて、よく相談を行い、災害発生時の迅速な対応を可能とする体制を予め構築しておくことが重要である。また、事前に事務委任に関する手続き・様式等について定めておくことも有効である。

なお、本件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、技術的助言として通知するものである。